

事業再構築補助金

長谷部 陽平
Yohei Hasebe

PROFILEはこちら



第1 はじめに

事業再構築補助金の第4回公募が開始されました。本補助金は、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するものであり、通常枠では8000万円を上限として、企業の投資金額の最大2/3を補助するものです。

現時点で予定されているのは、公募を開始したばかりの第4回公募及び来年初旬に予定されている第5回公募のみであり、また、回を重ねる毎に申請数も増加しているため、機会を逃さないよう、制度の概要を紹介いたします。

第2 専用サイト

事業再構築補助金については、中小企業庁が専用サイトを公開しています(<https://jigyousaikouchiku.go.jp/#c1>)。制度説明、採択事例紹介、申請手続等が網羅されていますので、御参照ください。

第3 概要

事業再構築補助金制度の概要は以下のとおりです。

対象	中小企業者、中堅企業（資本金 10 億以下、従業員 2000 人以下）等
補助金額	100 万円～8000 万円（通常枠）
補助率	中小企業者は原則 2/3、中堅企業は原則 1/2
補助対象経費	事業再構築に要する（要した）経費が補助対象 令和 3 年 2 月 15 日以降に購入契約等を行った経費も対象（事前着手申請）
補助対象要件	① 2020 年 4 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、コロナ以前（2019 年又は 2020 年 1 月～3 月）の同 3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少しており、2020 年 10 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、コロナ以前（2019 年又は 2020 年 1 月～3 月）の同 3 か月の合計売上高と比較して 5%以上減少していること等。 ② 経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った 3～5 年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。
採択率	40-50%（対申請数。初期の公募ほど高採択率）

第4 若干の解説

上記第3の概要のうちのいくつかの点について、解説します。

1 事業再構築の類型

補助対象となる「事業再構築」には、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、事業再編といった類型があり、それぞれ要件が異なります。例えば、「新分野展開」であれば、製品等や市場に新規性が認められること、事業体における当該新分野の将来的な売上高構成比率が10%を超える見込みがあること等が要件となります。

この要件のうち「新規性」は、例えば特許登録ができるような画期的な製品等を要求されるものではなく、補助対象企業の既存製品等や市場との関係で新しいものであればよい(既存事業との関係での新規性)とされています。

2 補助対象経費

一定の手続を経ることにより、補助申請以前の経費(令和3年2月15日以降に購入契約等を行った経費)を、遡って補助対象とすることが可能です。

3 事業計画書

補助金申請の必要書類のうち、最も重要な書類が「事業計画書」です。事業計画書には、事業再構築の類型に応じた事業計画を記載することになり、作成にはしっかりとした検討・準備が必要です。ただし、事業計画書は、15ページ以内(補助金額1,500万円以下の場合10ページ以内)とすることが求めら

れていますので、大部のものは必要ありません。事業再構築指針に沿った、かつ、魅力的な事業計画書を作成することが重要です。

事業計画書については、補助金申請の参考になる重要資料として、採択事例が公開されています。

(<https://jigyousaikaichiku.go.jp/cases.php>)

4 認定経営革新等支援機関

補助金申請のための事業計画書の策定について、認定経営革新等支援機関の支援を受けることが必要とされています。認定経営革新等支援機関は、中小企業の経営等支援の専門知識と実務経験を有する専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)を国が審査し登録するものです。当事務所の弁護士も同支援機関として登録されています。

事業再構築補助金については、補助金額3000万円までは認定経営革新等支援機関単独の支援による申請が可能です。補助金額が3000万円を超える場合は、認定経営革新等支援機関の支援に加え、金融機関による確認書の提出が必要となります。

第5 まとめ

事業再構築補助金は、時限的な制度ではありますが、上記のとおり、中小企業・中堅企業等の投資負担を軽減するために有用な制度となっています。中小企業庁の専用サイトも充実していますので、是非活用を御検討ください。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】